

複写サービスに関する契約書（案）

京都府立図書館を甲とし、
を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり
複写サービスに関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が甲に対する複写サービスの提供に際し、機械の適切な操作方法を指導するとともに、機械が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、機械に必要な消耗品（乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを、並びに甲がそれに対して複写サービス料金（以下「料金」という。）を乙に支払うことを目的とする。

（契約有効期間）

第2条 契約有効期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。

（契約対象物件等）

第3条 契約対象物件及び設置場所は別表記載のとおりとする。

（料金の算定及び請求）

第4条 乙は月末日において、甲の確認を受けて複写枚数を算出し、その枚数に別表の金額を乗じて得た金額（円未満切捨）に当該金額の100分の10に相当する額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した額。）を加算（円未満切捨）し、甲に請求する。

2 乙は、前項の複写枚数の算出に際して、テストコピー（複写機の保守に当たって複写機の点検と調整のために使用した複写をいう。）又はミスコピーに相当するものとして、複写機毎に1箇月の複写枚数のうち、別表のとおり複写枚数を控除するものとする。

（料金の支払）

第5条 甲は乙から前条の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 甲はその責に帰すべき事由により料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.5%の割合で計算した遅延料金を加算して支払う。

（機械及び消耗品の所有権）

第6条 機械及び消耗品の所有権は乙に属し、消耗品については乙所定の保管要領に従う。

2 甲は機械及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機械の形状を変更するような行為並びに消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

（設置場所の変更）

第7条 甲は、第3条に定める設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙が機械を移動する。

（保険の付保）

第8条 乙は、機械に動産総合保険を付保する。

(契約の解約)

第9条 甲又は乙は、原則として2箇月前に文書によって相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書によって通知し本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(予算削減に係る解除等)

第10条の2 甲は翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき複写サービス料金が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(談合等による解除)

第10条の3 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第10条の4 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、複写サービス代金予定総額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第10条第1項又は第2項各号の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第10条第1項の規定により本契約が解除された場合、複写サービス代金予定総額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、その責めに帰すべき事由により、複写サービスの提供に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第11条の2 乙は、第10条の3各号のいずれかに該当するときは、複写サービスの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、複写サービス代金予定総額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の

額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(相殺予約)

第 11 条の 3 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(期限の利益の喪失)

第 11 条の 4 乙が第 10 条の 4 第 1 項各号に該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(権利の譲渡等)

第 12 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(関係法令の遵守)

第 14 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第 15 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 京都府立図書館
館長 松本 一男

乙 住 所
氏 名

(別表)

契約対象物件、設置場所

機種及び形式	機械番号	設置場所
		京都府立図書館 2階閲覧室
		京都府立図書館地下 1階複写室
		京都府立図書館地下 1階 バックヤード

料 金 表

機種及び形式	複写枚数区分	単価	控除枚数
	黒 1枚目から	円	%
	フルカラー 1枚目から	円	%
	黒 1枚目から	円	%
	フルカラー 1枚目から	円	%
	黒 1枚目から	円	%